

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条及び第25条並びに評議員選任・解任委員会運営規程第5条の規定に基づき、社会福祉法人三朝町社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（会長、常務理事、理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 会長が委嘱した又は依頼した各種委員等

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長及び常務理事には、報酬を支給する。ただし、常務理事を職員が兼ねる場合は、常務理事の報酬は支給しない。
- (2) 会長、常務理事以外の理事及び監事が、その職務のため、会議等に出席したとき及び公務のため旅行したときは費用を弁償する。
- (3) 評議員が、その職務のため、会議等に出席したとき及び公務のため旅行したときは費用を弁償する。
- (4) 評議員選任・解任委員が、その職務のため、会議等に出席したときは費用を弁償する。
- (5) 会長が委嘱した又は依頼した各種委員等が、その職務のため、会議等に出席したとき及び公務のため旅行したときは費用を弁償する。

(役員等の報酬等)

第4条 役員等の報酬等については、次のとおりとする。

役員等	報酬等
会長	月額 100,000円
常務理事	月額 300,000円
会長、常務理事以外の理事及び監事	日額 2,500円
評議員	日額 2,500円
評議員選任・解任委員	日額 2,500円
会長が委嘱した又は依頼した各種委員等	日額 2,500円

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月18日から施行する。
- 2 役員の報酬及び費用弁償規程（昭和63年5月17日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年6月18日から施行する。